

(様式1) 平成19年度 事務事業評価表					
記入年月日	平成19年4月10日	記入者		連絡先	90-318
平成18年度部名	保健福祉部	課名	南福祉事務所	課長名	椎名 孝典
平成19年度部名	福祉部	課名	南生活支援課	課長名	内田 文夫
事務事業名	生活保護事業				
予算上の事務事業名	生活保護法施行事務費、生活保護費				
1 総合計画における位置づけ	施策コード		11410		
基本目標	「学びあいあたたかさのある福祉文化都市」をめざして				
政策名	第1章 安心して生活できる福祉社会をつくります				
基本施策名	第4節 援護を要する人の自立援助				
施策名	第1施策 生活の安定				
2 実施根拠及び関連法令・条例・規則・要綱等	生活保護法				
3 個別計画の概要	概要				
計画名					
計画年次	年度～	年度			
4 事業形態の区分	▼		5 事業開始年度	▼	
6 事業概要					
(1) 事業の目的(何のために行うのか、またはもたらしたい成果)	(2) 対象(誰、何)				
生活保護法に基づき、生活に困窮する人に対し必要な保護を行うとともに、その自立を助長する。	生活保護法による被保護者				
(3) 平成18年度事業の内容(活動)・・・いつ、どのような方法で実施した内容(活動)なのか。					
<p>来所者の生活困窮の状況を聴取し、要保護性を認めたときは申請意思を確認し、生活保護申請を受理する。申請受理後は、保護申請書・収入申告書・資産申告書・扶養関係の書類等から困窮の状況、問題点を整理し、訪問調査を実施する。その際に資産及び負債等の状況を把握するために、金融機関、生命保険会社をはじめ、法務局、陸運事務所等に対し、法第29条の調査を実施する。</p> <p>保護開始後、被保護者の実態把握のための家庭訪問、病状調査、収入資産等調査。被保護者の実態に応じた扶助費の決定支給。自立のための支援、指導指示。</p>					
7 関連事業・類似事業又は他市の状況	生活保護法に基づき実施している。				
8 事業費の推移	[単位：千円]				
年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
事業費	2,929,119	3,192,959	3,304,219	3,469,429	3,642,900
一般財源	732,280	798,240	826,055	867,357	910,725
受益者負担金	0	0	0	0	0
その他の特定財源	2,196,839	2,394,719	2,478,164	2,602,072	2,732,176
人件費の合計	188,731	188,978	197,028	197,028	197,028
事業コスト合計	3,117,850	3,381,937	3,501,247	3,666,457	3,839,928
9 事業効率・・・活動単位当たりの事業効率					
事業名 (主たる事業名)	生活保護事務			対象名称 と単位	被保護者数(人)
年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
事業コスト(主たる事業)	3,117,850	3,381,937	3,501,247	3,666,457	3,839,928
対象数	1,571	1,583	1,602	1,682	1,766
単位あたり経費(円)	1,984,628	2,136,410	2,185,547	2,179,690	2,174,113
前年度比		1.08	1.02	1.00	1.00

10 活動指標・・・実施した内容（活動）を数値化したもの							
指標名と単位	指標式と指標の説明		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
実績			0.0	0.0	0.0		
目標			0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
目標達成度（％）			#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!		
11 成果指標・・・もたらしたい成果の達成度を数値化したもの							
指標名と単位	指標式と指標の説明		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
実績			0.0	0.0	0.0		
目標			0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
目標達成度（％）			#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!		
12 個別評価							
(1) 妥当性の評価 [A：妥当である・B：妥当性に課題がある・C：妥当でない]							
A	<input checked="" type="checkbox"/>	・法令、条例により実施することが義務付けられている。					
	<input checked="" type="checkbox"/>	・法令、条例に定められた市の責務を具体化して実施する事業である。					
	<input type="checkbox"/>	・公益性が高い、または必需性が高い事業である。					
	<input type="checkbox"/>	・将来にわたって、市民のニーズや行政需要がある。					
	<input type="checkbox"/>	・税金を投入して実施するにふさわしい事業であり、市民にも説明できる。					
(2) 有効性の評価 [A：有効である・B：有効性を高める余地がある・C：有効でない]							
A	<input checked="" type="checkbox"/>	・上位施策の目的を達成するために大きく貢献している。					
	<input checked="" type="checkbox"/>	・課題等の解決や市民生活に大きく貢献している。					
	<input type="checkbox"/>	・成果指標の実績値とその推移から見て、期待されるような成果をもたらしている。					
	<input checked="" type="checkbox"/>	・事業の対象範囲は適切であり、対象は事業を実施したことによる効果を楽しんでいる。					
(3) 効率性の評価 [A：効率が良い・B：効率性を高める余地がある・C：効率が悪い]							
A	<input checked="" type="checkbox"/>	・単位あたりの経費は適正である。					
	<input checked="" type="checkbox"/>	・再任用や非常勤職員などを活用しても、これ以上のコスト節減の余地がない。					
	<input type="checkbox"/>	・受益者負担や補助等の割合に問題はない。					
	<input checked="" type="checkbox"/>	・事業の実施方法や実施体制は適正である。					
(4) 民間活力または市民協働の導入の可能性〔有・無〕							
無	<input type="checkbox"/>	・業務の一部または全部について、民間で実施する方が適している。					
	<input type="checkbox"/>	・業務の一部または全部について、市民協働により推進する方が適している。					
	<input type="checkbox"/>	・業務の一部に民間委託を導入しているが、さらに民間委託を導入しても効果が見込めない。					
	<input checked="" type="checkbox"/>	・市で実施する方が民間委託等をするより適している。					
13 総合評価（一次評価）							
(1) 自動判定結果							
〔 〕：良好な状態を維持する事業							
〔 〕：概ね良好な状況である事業							
〔 〕：見直しを行う必要がある事業							
〔 〕：抜本的な見直し、休止、廃止を検討すべき事業							
(2) 事業所管課長による評価（今後の方向性）			(3) 事業所管課長の評価に関する説明				
現状維持	<input type="checkbox"/>	・拡充・充実		生活保護事務を適正に実施するために必要な事項であり、積極的に推し進めていく業務である。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	・現状維持					
	<input type="checkbox"/>	・見直し					
	<input type="checkbox"/>	・廃止					
14 成果向上及び効率性を高めるための方策			15 課題として認識されたこと				
新規相談や家庭訪問で不明等であった資産状況を的確に把握することができるとともに、それにより生活保護の取下げや却下に結びつくなどの成果があがっている。			法定受託事務であるとともに、景気動向等により対象者が変化するため、指標設定が困難である。				
16 二次評価							
(1) 局内評価会議による評価（今後の方向性）			(2) 二次評価コメント				
現状維持	<input type="checkbox"/>	・拡充・充実					
	<input checked="" type="checkbox"/>	・現状維持					
	<input type="checkbox"/>	・見直し					
	<input type="checkbox"/>	・廃止					